

## 家畜防疫互助事業へ参加を!!!

家畜防疫互助事業は、口蹄疫、豚コレラ等の海外悪性伝染病が万一発生した場合畜産経営への影響を緩和するため、生産者自らが積立を行い、発生時の損害を互助補償する仕組みに国((独)農畜産業振興機構)が支援を行う事業です。

このことにより、発生農場や周辺農場の損失を最小限にとどめ、安心して経営を維持継続することができます。

### ～～～事業のポイント～～～

- 豚については、**新たな契約区分として、従来と同様の「家族型」に加え、雇用の確保を目的とした「企業型」を新設しました。**
- 牛や豚等を飼養する生産者の方は、どなたでも事業に参加できます。  
ただし、契約締結時点で家畜伝染病予防法に基づき、移動制限等が実施されている区域の生産者は、加入できません。
- 加入者は飼養衛生管理基準の遵守が必要となります。
- この事業の対象となる牛および豚の家畜伝染病は、「口蹄疫」、「牛疫」、「牛肺疫」、「アフリカ豚コレラ」、及び「豚コレラ」の5疾病です。
- 事業実施期間は**平成21年度～23年度までの3年間**です。
- 生産者積立金は、牛、豚等に分けて基金として管理され、互助金は牛については牛生産者の基金から、豚については豚生産者の基金からそれぞれ交付されます。

### 生産者積立金の単価

<家畜の種類ごとの生産者積立金の1頭当たりの単価は次のとおりです。>

区分	家畜の種類	生産者積立金の単価 (1頭当たり)	
肉用牛	肉専用種繁殖雌牛(24か月齢以上)	40円	
	肉専用種繁殖雌牛(24か月齢未満、子牛を含む)	30円	
	肉専用種肥育牛(子牛を含む)		
	交雑種肥育牛	20円	
	乳用種肥育牛	20円	
乳用牛	乳用牛(24か月齢以上)	40円	
	乳用牛(25か月齢未満)	20円	
豚	家族型	繁殖用種豚(雌)	80円
		繁殖用種豚(雄)	160円
		肥育豚	25円
	企業型	繁殖用種豚(雌)	90円
		繁殖用種豚(雄)	180円
		肥育豚	35円

注: 1.繁殖用種豚には繁殖の用に供される予定の雌及び雄の豚を含みます。

2.豚について、契約対象となるのは離乳後の豚となります。

## 互助金の種類と単価

互助金の種類は、とう汰互助金、経営支援互助金および焼却・埋却等互助金です。

<それぞれの互助金の家畜の種類ごとの1頭当たりの上限単価は次のとおりです。>

(単位:円)

家畜の種類			互助金の上限単価(1頭あたり)			
			とう汰	経営支援	焼却・埋却等	
肉用牛	肉専用	繁殖雌牛(24か月齢以上)	442,000	179,000	74,000 (37,000)	
		繁殖雌牛(12か月齢以上24か月齢未満)		59,000		
		肥育牛(雌、12か月齢以上)	620,000			
		肥育牛(雄、12か月齢以上)				288,000
		子牛(12か月齢未満)	384,000	37,000		
	交雑	肥育牛(12か月齢以上)				138,000
		子牛(12か月齢未満)		250,000		
	乳用	肥育牛(12か月齢以上)	109,000			31,000
		子牛(12か月齢未満)		396,000		
	乳用牛	乳用牛(24か月齢以上)	257,000			33,000
乳用牛(雌、12か月齢以上24か月齢未満)						
子牛(雌、12か月齢未満)		120,000		31,000		
豚	家族型		繁殖用種豚(雌)		79,000	50,000
		繁殖用種豚(雄)	21,000	12,000		
		肥育豚			79,000	56,000
	企業型	繁殖用種豚(雌)				
		繁殖用種豚(雄)	21,000	13,000		
		肥育豚				

注:1.家畜伝染病予防法の規程により「患畜」「疑似患畜」として手当金の交付対象となった家畜にはとう汰互助金は交付されません。

2.家畜の新たな導入に際して国等の事業を利用した場合には、経営支援互助金は交付されません。

3.家畜伝染病予防法の規程により「患畜」「疑似患畜」として焼・埋却費用の1/2の交付を受けた場合は、焼埋却互助金の単価は( )の額となります。

4.豚の互助金の交付対象は離乳後の豚です。

その他詳細につきましては、(社)畜産協会 企画管理部までお問い合わせください。  
パンフレット等を用意しております。